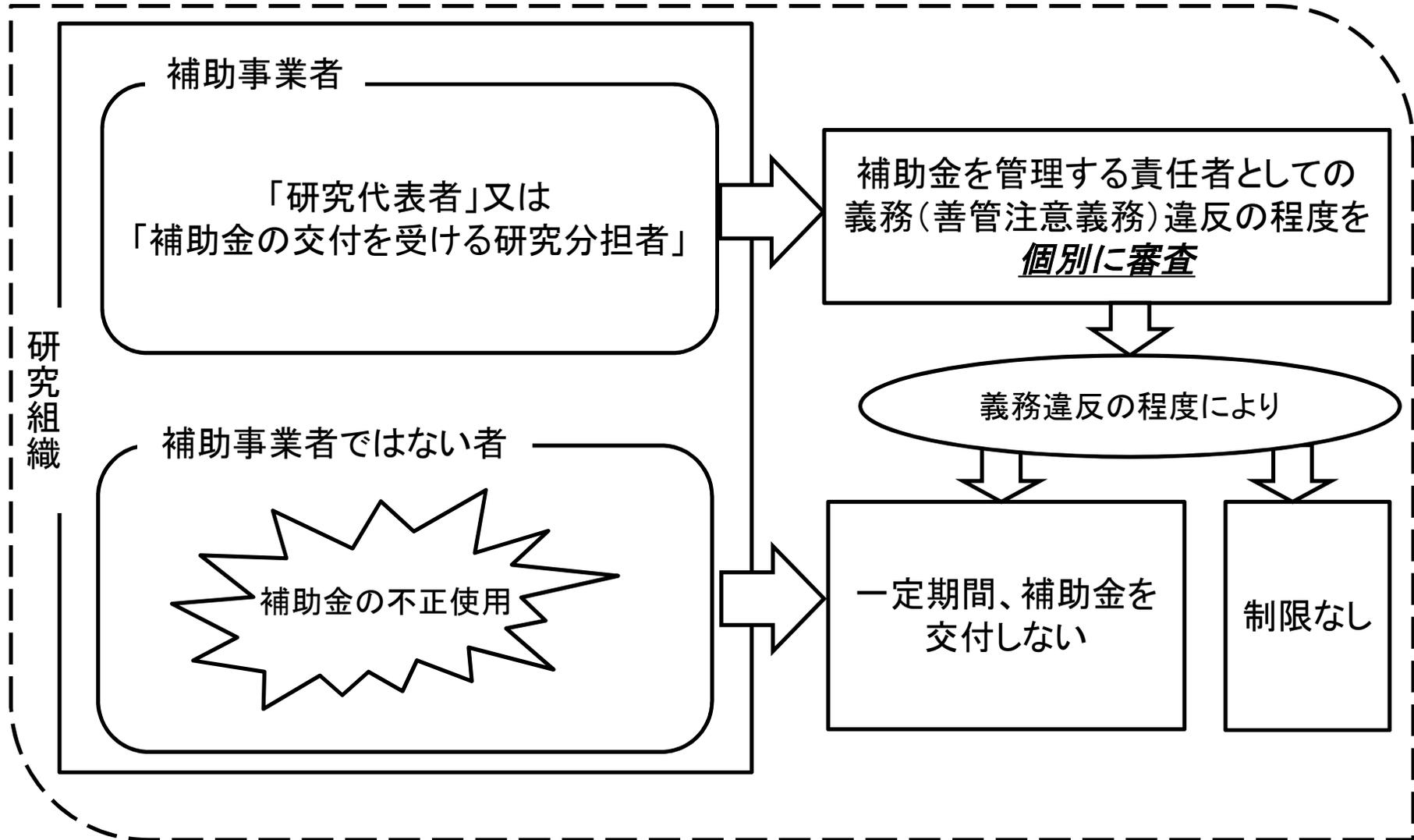


「厚生労働科学研究費補助金等取扱規程第3条第3項に定める補助金を交付しない期間の取扱いについて」(平成25年3月29日科発0329第6号厚生科学課長決定)の取扱いについて(運用方針)

取扱い



平成29年2月24日

「厚生労働科学研究費補助金等取扱規程第3条第3項に定める補助金を交付しない期間の取扱いについて」（平成25年3月29日科発0329第6号厚生科学課長決定）の取扱いについて（運用方針）

厚生労働省大臣官房厚生科学課

1 趣旨

厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」という。）に係る「厚生労働科学研究費補助金等取扱規程第3条第3項に定める補助金を交付しない期間の取扱いについて」（平成25年3月29日科発0329第6号厚生科学課長決定。以下「課長決定」という。）について、以下のとおり取り扱うこととする。

2 取扱い

平成25年3月29日以降に補助金の交付を受けた補助事業であって、補助金における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第2項にいう補助事業者等（研究代表者又は補助金の交付を受ける研究分担者）でない者が不正使用を行い、当該補助事業の補助事業者等自らが直接関与していない場合について、課長決定に規定する当該補助事業の補助事業者等の善管注意義務違反に係る交付制限は、個別に審査し、決定することとする。